



子育て・教育

手当等

児童手当

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

「児童手当」は、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本的認識の下、中学校修了前(15才到達後最初の3月31日)までの児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として支給するものです。

支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円(★))
中学生	一律10,000円

※所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は特例給付として月額一律5,000円を支給します。所得上限限度額以上の場合は支給できません(令和4年10月支払い分から)。

★「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育をしている児童のうち、3番目以降をいいます。

●手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者(保護者)の名義の銀行の口座番号の分かるもの
- ・請求者(保護者)の健康保険被保険者証
- ・父と母の個人番号が確認できる公的書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号入り住民票等)
- ・本人確認書類(窓口で手続きする方のマイナンバーカードまたは運転免許証等)
- ・児童と別居している場合、児童の属する世帯の住民票謄本等(個人番号入りのもの)、または児童の属する世帯の住民票謄本と児童の個人番号がわかるもの(マイナンバーカード・通知カード等)

※その他、ご家庭の事情によって書類が必要となる場合があります。

●児童手当支給日

東海村では、定期支払い月の15日が支給日です。15日が休日の場合は、前営業日が支給日となります。

支給日 6月15日・10月15日・2月15日

遺児福祉手当

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

父または母もしくは両親が死亡した児童のうち、東海村に居住している義務教育修了前の児童に支給される手当です。なお、受給資格者が遺児を養育しなくなったときや、父または母が配偶者を有するようになったときには、手当は支給されなくなります。

児童扶養手当

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

父子・母子世帯またはこれに準ずる世帯のうち、18歳の年度末までの年齢にある児童を監護している父・母または父・母が監護できないために代わって養育している方に支給されます。ただし、児童が児童福祉施設に入所しているときなどは、手当を受けられません。

また、所得制限もしくは公的年金を受給していることによる支給停止があります。

母子・父子家庭家賃助成

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

母子・父子世帯のうち、18歳の年度末までの年齢にある児童を監護している方で、賃貸住宅に居住する方に対して家賃の一部を助成します。ただし、県営住宅は対象外となります。

●支給条件

- ①母子家庭または父子家庭であること
- ②村内に住所があり、6か月以上引き続いて村内に居住していること
- ③児童と同一世帯で同居していること
- ④所得が児童扶養手当の当該年度における所得制限限度額未満であること
- ⑤対象者名義で賃貸借契約をしていること
- ⑥生活保護を受けていないこと
- ⑦母子生活支援施設に入所していないこと
- ⑧当該家賃について公的な補助を受けていないこと

●支給額 1万円(月額)(家賃が1万円に満たない場合は家賃相当額)

子育て支援

子ども家庭総合支援拠点

問 子ども家庭総合支援拠点 TEL 282-1711(内線 1186)

子どもたちが地域で健やかに成長するため、育児やしつけ、子育てに関する不安や悩み、家庭内の問題(家庭内暴力や虐待、不登校)など、さまざまな相談に子ども家庭支援員が電話や面談で応じています。来訪による相談を希望する方は、できるだけ事前に申し込みください。プライバシー保護のため、相談室を用意します。

●相談対応

日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～正午、午後1時～5時

子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

妊娠から出産、子育て期にわたるまでの切れ目のない情報を掲載しています。「のびのび子育て帳」では、パソコンやスマホから情報検索・閲覧が行えるほか、登録したアプリから、子育て支援情報を受け取ることができます。



地域子育て支援センター

☎ 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1186)

村内の保育所・こども園等の施設では、子どもたちが楽しく遊べる場を提供するとともに、地域の子育て中の親子の交流や育児相談等の地域子育て支援拠点事業を行っています。

公立 百塚保育所
とうかい村松宿こども園
長堀すこやかハウス
児童センター(総合福祉センター「絆」内)

私立 チューリップ保育園
みぎわ保育園
おおぞら保育園
サンフラワーこどもの森保育園
さちのみ認定子ども園
おーくす船場こども園

長堀すこやかハウス

☎ 長堀すこやかハウス TEL 283-3664
子育て支援課 TEL 282-1711(内線1186)

長堀すこやかハウスは、お子さんと保護者が、お友達と一緒に楽しく遊べる子育て支援センターです。

●日時

月～金曜日 午前9時30分～11時30分、
午後1時30分～3時

第1・3土曜日 午前9時30分～11時30分

※毎月最終金曜日の午後はお休みとなります。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用日時が変更となる場合があります。

●対象

村内に住所を有している就学前の乳幼児と保護者

●利用料

無料

※利用する際は、事前に会員登録が必要です(同日でも可)。
長堀すこやかハウスにお越しの上、ご登録ください。

●イベント

育児相談や季節ごとのイベントを随時開催しています。
詳細は、子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご覧ください。

児童センター(総合福祉センター「絆」内)

☎ 児童センター TEL 306-1017

幼児・児童が遊具を使った遊びや創作活動・イベントを通して、健康促進と情操を豊かにすることを目的とした事業を行っています。また、保護者等の相談に応じるなど、子育ての支援も行っています。

●日時

月～金曜日 午前9時30分～11時30分、
午後1時～3時

第2・4土曜日 午前9時30分～11時30分
(祝日、年末年始を除く)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用日時が変更となる場合があります。

●対象

村内に住所を有する就学前の乳幼児とその保護者(小学生を対象としてイベントあり)

●利用料

無料

●その他

利用する際は、事前の登録が必要です。

イベント等の日時が変更となる場合があります。変更の際は、子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」に掲載します。

病児・病後児保育施設「るぴなす」

☎ 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1183)
東海村病児・病後児保育施設「るぴなす」 TEL 283-3522

子どもが病気療養中、保護者が仕事を休めないなどの事情により、家庭での保育を行うことが困難な場合に、専用の施設で病気の子どもの一時的な保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

東海村ファミリー・サポート・センター「すくすく」

☎ ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

ボランティア市民活動センターが提供する有償サービスの一つで、子育て支援が必要な方を対象に、短時間の子守り、園児・児童の送迎、行事・サークル活動・催し物開催時の集団託児などを行っています。

●利用時間

午前8時30分～午後5時(時間外は要相談)

●対象

村内在住で、3か月(首が据わっている子)から小学6年生まで

●利用料

1時間当たり500円
(時間外は1時間当たり600円)
※利用する際は、事前登録が必要です。

多生児等育児支援

☎ 子育て支援課 TEL 282-1711(内線1187)
ボランティア市民活動センター TEL 283-4538

双子以上のお子さんをお持ちの保護者または母子・父子家庭の保護者に対し、保育サポート支援を提供しています。

●利用可能時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時

※上記以外の日時をご希望の場合は、ボランティア市民活動センターへご相談ください。

※1か月当たり、乳幼児1人につき4時間となります。

●対象

3歳の年度末までの乳幼児を育児する保護者

●その他

事前に申請と利用申し込みが必要です。ファミリー・サポート・センター「すくすく」が保育します。利用料は、村が負担します。

子育て支援短期利用事業

☎ 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1186)

家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童を児童福祉施設において一時的に養育または保護するサービスです。サービスの利用には一定の条件と利用料の負担があります。

幼稚園・保育所(園)・小規模保育事業

▶ 保育所(園)・認定こども園(保育認定)・小規模保育事業への入所

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1185)

保育所(園)等は、保護者が労働に従事したり、疾病にかかっていたりするなどの理由で、日中の保育を必要とする乳幼児を預かり、保護者に代わって一般家庭と同様の保育をする施設です。

入所申請時の提出書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
 - 家庭状況書兼保育児童家庭調査票
 - 保育が必要な理由を証明できる書類(父母分)
 - 発育状況調査票
 - 保育所入所に関する同意書および確認票
- ※上記以外にも申し込みの内容に応じて提出する書類があります。詳細は、保育所・認定こども園(保育認定)・小規模保育事業利用のしおりをご覧ください。

申請受け付け

- ・4月入所希望…前年11月受付
- ・4月以外入所希望…入所希望前月15日(土・日曜日、祝日の場合は直前の開庁日)まで

村内の保育所・認定こども園・小規模保育事業一覧

名称	定員
百塚保育所	133人
舟石川保育所	70人
けやきの杜保育所	100人
とうかい村松宿こども園	100人
チューリップ保育園	90人
みぎわ保育園	90人
おおぞら保育園	120人
サンフラワーこどもの森保育園	90人
さちのみ認定子ども園	60人
おーくす船場こども園	70人
キララ東海ナーサリー	19人

▶ 園庭開放

問 百塚保育所	TEL 282-2949
舟石川保育所	TEL 282-4792
けやきの杜保育所	TEL 212-7083
とうかい村松宿こども園	TEL 282-3700
チューリップ保育園	TEL 282-3158
みぎわ保育園	TEL 282-3380
おおぞら保育園	TEL 287-3535
サンフラワーこどもの森保育園	TEL 287-7111
さちのみ認定子ども園	TEL 212-5057
おーくす船場こども園	TEL 352-3680

広 告

保育所の施設を開放することにより、保育所入所児との交流や遊具などで楽しく遊ぶことができます。

▶ 認可外保育施設保育料補助事業

問 子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1184)

認可外保育施設を利用している保護者のうち、保育園を利用できる基準に該当する方に対し保育料の一部を補助します。

- ※県に届出をしている認可外保育施設のみ対象となります。
- ※この制度のほか、保育園を利用できる基準に該当する3～5歳児または非課税世帯の0～2歳児を対象とした保育料無償化の制度があります。事前の申請および認定が必要であるため、利用前に子育て支援課へお問い合わせください。

▶ 幼稚園・認定こども園(教育認定)への入園

問 子育て支援課	TEL 282-1711(内線 1185)
村松幼稚園	TEL 282-2867
石神幼稚園	TEL 282-3100
舟石川幼稚園	TEL 282-2962
須間幼稚園	TEL 282-4631
とうかい村松宿こども園	TEL 282-3700
みぎわ幼稚園	TEL 282-9155
さちのみ認定子ども園	TEL 212-5057
おーくす船場こども園	TEL 352-3680

村立幼稚園は、「幼稚園教育の目的および目標」に従って、心身共に健やかなたくましい子どもの育成を目指して保育を行っています。入園の対象は東海村に住所を有する3・4・5歳児で、入園の申し込みは、お住まいの小学校区内の幼稚園(白方および村松小学校区は村松幼稚園)で随時受け付けています。

新年度の入園については、10月頃(予定)に各幼稚園等で入園願の配付・申し込み受付を行います。なお、定員を超えた場合は抽選となります。

※私立幼稚園・認定こども園(教育認定)への申し込みについては、直接園にお問い合わせください。

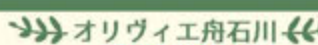
▶ 一時保育事業

問 百塚保育所	TEL 270-5660
とうかい村松宿こども園	TEL 282-7390
みぎわ保育園	TEL 282-3380
おおぞら保育園	TEL 287-3535
サンフラワーこどもの森保育園	TEL 287-7111
さちのみ認定子ども園	TEL 212-5057
おーくす船場こども園	TEL 352-3680
キララ東海ナーサリー	TEL 212-6571

保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭等の理由により、一時的に家庭保育が困難となるお子さんを預かる保育サービスです。

申し込みは、各保育所(園)・認定こども園で受け付けています。

※保育園を利用できる基準に該当し、幼稚園等を利用していない3～5歳児または非課税世帯の0～2歳児を対象とした保育料無償化の制度があります。事前の申請が必要であるため、利用前に子育て支援課へお問い合わせください。



オリヴィエ舟石川
認可外保育施設
オリヴィエキッズルーム

何かホッとできるような癒かしを与えられるように…。
お子さまが「また来たい!」と思えるようなお時間を
過ごせるよう、スタッフ一員保育にあたっております。
月極め保育の他に、登録頂きましたお子さまは1時間単位
からご利用できますので是非一度ご利用してみてください。

住所 平319-1111 東海村舟石川1567-1
電話 029-219-4472

お申し込みできる日 月曜日～土曜日
(祝日も利用できます)
※平日に利用の場合は予約が必要です
※お申し込みください

お申し込みできる時間 7:30～19:00

お気軽にお問い合わせください
<https://olive-olive.com/> オリヴィエ東海 検索

東海村舟石川の保護者・子育て支援
Olive Olive 特定非営利活動法人オリヴィエ東海
東海村舟石川1567-1
TEL 029-219-4472 FAX 029-219-4475



一時預かり保育
子育て支援

幼保連携型
さちのみ認定子ども園
東海村石神内宿2330-3
TEL. 029-212-5057
FAX. 029-212-5058
<http://www.aishinkai.jp>

預かり保育

村松幼稚園	TEL 282-2867
石神幼稚園	TEL 282-3100
舟石川幼稚園	TEL 282-2962
須和間幼稚園	TEL 282-4631
とうかい村松宿こども園	TEL 282-3700
みぎわ幼稚園	TEL 282-9155
さちのみ認定子ども園	TEL 212-5057
おーくす船場こども園	TEL 352-3680

村立幼稚園・認定こども園の在籍児で、保護者が就労や通院、一時的な休息等の場合に、教育時間終了後(長期休業日は午前8時40分)から午後5時まで「預かり保育」を行っています。

利用料は月額500円(所得により軽減あり)です。

※保育園を利用できる基準に該当する方に対し、利用料の一部を無償化する制度があります。事前の申請および認定が必要であるため、利用前に子育て支援課へお問い合わせください。

※認定こども園は教育認定児のみ対象、時間や利用料等が幼稚園と異なります。

※私立幼稚園・認定こども園(教育認定)については、直接園にお問い合わせください。

小・中学校

小・中学校への入学

☎ 学校教育課 TEL 282-1711(内線 1414)

小・中学校へ新しく入学する児童・生徒のいる世帯には、毎年10月1日現在の住民基本台帳を基にして、1月末までに就学通知書を発送しています。住所が変わったときは、必ず住民課へ住所変更届を提出してください。

小・中学校への転入学

☎ 学校教育課 TEL 282-1711(内線 1414)

住民課で転入(住所変更届)の手続きをし、学校教育課で「転学通知書」の交付を受けてください。これに、在学していた学校が発行した「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」を添え、指定された学校で転入学の手続きをしてください。

転出するときは

☎ 学校教育課 TEL 282-1711(内線 1414)

住民課で転出(住所変更届)の手続きをし、学校教育課で「転学通知書」の交付を受けてください。これを在学していた学校に提出し、「在学証明書」と「転学児童(生徒)教科用図書給与証明書」の発行を受けてください。

就学援助制度

☎ 学校教育課 TEL 282-1711(内線 1412)

経済的な理由により、給食費、学習に必要な学用品等の購入費、遠足・校外学習等の参加に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用の一部を援助し、全ての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるようにすることを目的とした制度です。

対象

要保護児童生徒

生活保護を受けている世帯の児童生徒

準要保護児童生徒

- ・非課税世帯の児童生徒
- ・児童扶養手当を受けている世帯の児童生徒
- ・上記に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒

就学援助の内容

要保護児童生徒

生活保護法に基づく教育扶助対象費用以外の費用で、修学旅行費、医療費(学校保健安全法に定める疾病)を援助します。

準要保護児童生徒

学校給食費全額および学用品費、通学用品費、部活動後援会費、生徒会費、PTA会費、校外活動費(遠足等)、宿泊学習費、修学旅行費、医療費(学校保健安全法に定める疾病)、卒業アルバム代、オンライン学習通信費の一部を援助します。新入学児童生徒には、入学準備金(新入学児童生徒学用品費)も援助します。

その他

就学援助を受けるためには、申請が必要となります。

学童クラブ(放課後児童クラブ)

石神学童クラブ	TEL 284-0070
舟石川学童クラブ(どんぐり学童クラブ)	TEL 282-9011
村松学童クラブ	TEL 283-0983
中丸学童クラブ	TEL 287-7778
白方学童クラブ(サクランボ学童クラブ)	TEL 287-0004
照沼学童クラブ	TEL 283-2623
チューリップ学童クラブ	TEL 287-7725
キッズガーデン白方	TEL 287-0216
ジョリーボート	TEL 229-0778
おーくす船場学童クラブ	TEL 352-3680
わんだーらふ	TEL 277-0586

村には現在11の学童クラブ(放課後児童クラブ)があります。各学童クラブでは、就学児童(小学1～6年生)の放課後の健全育成を目的として、各種行事やカリキュラムを独自に組み活動しています。

子ども発達支援センター

☎ 子ども発達支援センター TEL 282-3443

子ども発達支援センターでは、子どもの発達に関する相談や支援などを、各幼稚園・保育所・認定こども園や学校、関係機関と連携・協力しながら行っています。

子どもへの支援

言葉遊びや体を動かす遊びなどを通して、社会性や人との関わり方を学びます。

保護者への支援

子どもの発達に関する相談や関わり方などについて、専門家からアドバイスします。



教育支援センター

☎ 教育支援センター TEL 282-7811

さまざまな要因で長期欠席状態にある小・中学生とその保護者を対象に、教育相談、学習支援を行うことで、学校と連携・協力しながら学校復帰と社会的自立を目指しています。

●児童・生徒の支援

一人ひとりに応じた教育相談や学習支援、体験活動などを通して、心の安定や生活習慣の改善を図ります。

●保護者への支援

教育上の悩みをお持ちの保護者への教育相談を行うとともに、必要に応じて関係機関につなぎます。

奨学金

東海村奨学金制度

☎ 学校教育課 TEL 282-1711 (内線 1412)

向学心旺盛でありながら経済的理由によって修学が困難な方に、奨学金(修学資金・入学準備金)の貸与を行っています。

●対象 以下の要件を全て満たす方

- ① 村内に1年以上住所を有する方(養子を含む)
- ② 高等学校、大学、高等専門学校、専修学校に入学を予定し、または在学している
- ③ 学業成績が優秀で向学心が旺盛である
- ④ 経済的な理由によって修学が困難である

奨学金の額

学校の種別		修学資金(月額)	入学準備金
高等学校	国立および公立	25,000円	—
	私立	35,000円	300,000円以内
大学	国立および公立	40,000円	300,000円以内
	私立	40,000円	500,000円以内
高等専門学校	第1学年から第3学年まで	25,000円	300,000円以内
	第4学年以上	40,000円	300,000円以内
専修学校	高等課程	35,000円	300,000円以内
	専門課程	40,000円	500,000円以内

●奨学金の返還

無利息で、全額を卒業1年後から10年以内に返還していただきます。

青少年活動

児童センター

☎ 児童センター TEL 306-1017

児童センターは、乳幼児から中高生までの幅広い年齢の児童、生徒がセンター内にある遊具等で自由に遊べる施設です。

●施設概要

遊戯室・図書室・児童相談室・静養室・育児支援室・児童クラブ室・指導員室

●利用料 無料

青少年相談員

☎ 生涯学習課 TEL 287-0851

東海村には、各地区から選出された39名の青少年相談員があり、定期巡回(街頭指導)活動や電話相談活動、あいさつ運動等を通して、青少年の健全育成と非行化防止を図るとともに、村内の青少年を取り巻く環境浄化に取り組んでいます。

家庭教育の推進

☎ 生涯学習課 TEL 287-0851

子どもや青少年にとって、家庭は人間形成が行なわれる「最初の場」であり、家庭において保護者の果たす役割は非常に重要です。このことから、「子育てについての教養を深めること」「家族の触れ合いを深めること」「保護者同士が情報交換をし合い、子どもの成長に望ましい取り組みを行なうこと」を目的に、『家庭教育』を推進しています。

家庭教育学級

村立幼稚園児とその保護者を対象に、幼稚園PTAと連携し、保護者自身が家庭教育の重要性について認識を深めるための「学習会」や「交流会」を実施しています。

子ども会育成連合会

☎ 生涯学習課 TEL 287-0851

東海村子ども会育成連合会は、各小学校区および各地域の単位子ども会から構成された会です。

子ども会は「遊び」を通じて友だち作りや社会の一員として必要な知識、技能、態度の基礎作りの一助を担う活動をしています。

子ども会は「遊び」の特徴をとらえ、行事プログラムをすることにより、健全な仲間づくりをすすめます。子どもの発達段階にはそれぞれの発達課題があり、それらを経験、蓄積することにより、自尊感情、自己肯定感、対人関係などを身につけ、成人した時の規範意識の基礎ができます。そのため、子ども会活動は、学校や家庭における教育と共に欠くことのできない重要な教育的活動です。

主催事業のリーダー研修会等を通して仲間づくり、班活動(共同作業)などを行うことにより、みんなが「友だち(仲間)」になれるのが東海村子ども会育成連合会なのです。

青年会

☎ 生涯学習課 TEL 287-0851

村内在住または在勤の18歳～35歳の青年によって構成しているボランティア団体です。青年相互の親睦・交流と研さんを通し、地域に密着した明るいまちづくりに貢献することを目標に活動しています。主な活動内容は、村内行事等のお手伝いや定期清掃活動、小学生から大人までを対象とした事業の企画・運営です。

また、青年会では、会員を随時募集しています。ボランティア活動に興味がある方等、入会をお待ちしています。

高校生会

☎ 生涯学習課 TEL 287-0851

村内在住または在学の高校生で構成しているボランティア団体です。村の行事や村内の青少年関係団体が開催する行事等に参加し、ジュニアリーダーとして活動しています。さまざまな体験やたくさんの異世代の方と触れ合いながら、仲間の輪を広げていき、自分のスキルアップにも役立てています。

また、高校生会では、会員を随時募集しています。学校・学年を超えた交流をしたい方、子どもたちと多くの活動や交流をしたい方、ボランティア活動に興味がある方等、入会をお待ちしています。

▶ 東海やったん祭

☎ 生涯学習課 TEL 287-0851

“青少年による青少年のための手作りのお祭り”を合言葉に、高校生会や青年会、青少年関係団体を中心となり企画・運営しています。さまざまな団体によるゲーム体験ができるイベントとして、毎年多くの子どもたちでにぎわっています。

▶ 青少年育成東海村民会議

☎ 生涯学習課 TEL 287-0851

村民が一体となって強力な運動を展開し、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とし活動しています。

● 本部事業

自然体験学習の旅

村内の小学4～6年生と中学2年生、高校生を対象に、スタッフのサポートのもと、大自然の中で集団生活を体験する事業です。小学生の自立心と中学生のリーダーシップを養い、豊かな感性を育むとともに心身ともに健全な成長の一助とします。

ふるさと体験教室

村内の小学4～6年生を対象に、自分たちの住む「ふるさと東海村」の素晴らしさを再発見することを目的に、自らの企画による行事を1年を通して行い、最初から最後まで自分たちの力でやり遂げることの大切さを学ぶ事業です。

母と子のサロン

村内の0歳児(第1子)を持つ母親を対象に、初めての子育てについての学習や絵本の読み聞かせ、手遊び等のレクリエーションを楽しみながら、育児に関する情報交換や相談等が気軽にできる友達をつくるための事業です。

ちびっこ集まれ！お父さんと遊ぼう!!

村内の2・3歳児を持つ父親を対象に、父親の子育て支援・参加を推進するため、ゲーム等を通して父子(親子)の触れ合いの場を提供するとともに、集団の中で子どもがどのような行動・言動をするか確認し、今後の子育ての参考にするための事業です。

● 支部事業

各小学校区単位に設けられた6つの支部では、「親子の触れ合い」や「地域との触れ合い」行事等を中心に、地域の特色や実情にあった青少年健全育成活動を行っています。

▶ 図書館

▶ 図書館

☎ 図書館 TEL 282-3435

「出会いと交流」、そして生活に役立つ図書館を目指して、資料の充実や図書館サービスの向上に努めています。蔵書資料(コミュニティセンター所蔵を含む)は約25万冊の図書のほか、新聞14紙、購入雑誌150誌、CD・DVD約9,600点を備えています。

● 開館時間

火～金曜日 午前9時30分～午後7時
土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開館日時が変更となる場合があります。

● 休館日

毎週月曜日、資料整理日(第1金曜日(1月のみ4日))、年末年始(12月28日～1月3日)、特別整理期間(毎年1回、10日以内)

● 利用登録(利用カード作成)

図書館の利用登録ができるのは、東海村に住所を有する方、東海村に通勤・通学している方と広域利用の協定を結んでいる水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、小美玉市内に住んでいる方です。

なお、利用登録には、本人確認ができるもの(運転免許証、保険証、社員証、学生証など)が必要です。

貸し出しの内容

種類	貸出数	貸出期間
図書・紙芝居(人気本は8日間)	10冊まで	15日間
雑誌(最新号を除く)	3冊まで	
視聴覚(CD・DVD)	2点まで	

「自動貸出機」による貸し出しができます(大型本、付属資料(CD-ROM等)付の本を除く)。

なお、広域利用者を除き、コミュニティセンター図書コーナーでも図書の貸し出し・返却ができます。

● 蔵書検索・予約

図書館内の検索機や図書館ホームページで、図書館にある本を検索することができます。また、パスワードを登録すれば資料の予約ができます。その他、予約した資料の取消・変更、利用状況の照会(貸出・予約)、登録変更(メールアドレスなど)、貸出延長(次の予約がなく期限が切れていない場合のみ可)などができます。

図書館ホームページの利用者ポータルにある「My本棚」では、貸出履歴の保存などもできます。

● インターネット専用端末

図書館内に設置しています(閲覧のみ)。商用データベース(茨城新聞データベース、官報情報サービス、法令データベース)を閲覧することもできます(無料)。

● レファレンス

調べたいことがあるときは、「案内」(レファレンス・読書・調査相談窓口)へお気軽にお尋ねください。必要な資料や情報を見つけるお手伝いをしています。

読んでみたい図書の予約やリクエスト、相互貸借も受け付けています。

▶ ブックスタート

☎ 図書館 TEL 282-3435
健康増進課 TEL 282-2797
子育て支援課 TEL 282-1711(内線 1182)

5か月の乳児健診に訪れた赤ちゃんとお保護者を対象に、絵本1冊と子育てに関するパンフレット等をコットンバックと一緒にプレゼントしています。ボランティアによる読み聞かせも行っており、絵本を通して赤ちゃんに触れ合う時間となっています。

また、ブックスタートのフォローアップ事業として、図書館では、毎月第1・第3木曜日の午前9時30分～正午を「あかちゃんタイム」として、小さいお子さんを連れた利用者が気兼ねなく利用できる時間としています。第3木曜日の午前11時からは「びよびよおはなし会」も行っています。※ボランティアによる読み聞かせは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止しています(令和4年度現在)。

